



## 事業者総合保障プラン ご契約のしおり

事業者総合保障保険・約款  
事業者総合賠償責任保険・約款

### ▶▶▶ お問い合わせ先

#### 弊社へのお問い合わせ

大阪市東淀川区西淡路1丁目1番32号 新大阪アースビル10F  
フリーダイヤル：0120-282-595  
電話：06-6325-3330 FAX：06-6325-3332  
電子メールアドレス：info@aqua-ins.com  
ホームページアドレス：http://www.aqua-ins.com

#### 事故が発生した場合

事故専用フリーダイヤル：0120-267-868  
24時間365日 受付（平日9:00～17:00以外は受付のみとなります。）

#### (社)日本少額短期保険協会少額短期ほけん相談室 (指定紛争解決機関)

保険会社との間で問題を解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくことができます。  
フリーダイヤル：0120-821-144



アクア少額短期保険株式会社

AQSSI

## アクア少額短期保険株式会社 事業者総合保障プラン (事業者総合保障保険+事業者総合賠償責任保険) 契約概要のご説明

\*この書面は「事業者総合保障保険」「事業者総合賠償責任保険」の商品内容をご理解いただくための「契約概要」を記載したものです。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

\*この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、約款(ご契約のしおり)をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、ご遠慮なく弊社または取扱代理店までお問い合わせください。

### ■商品の仕組みおよび補償内容

#### ●商品の仕組み

この「事業者総合保障保険」「事業者総合賠償責任保険」は、火災をはじめとするさまざまな事故により什器備品が損害を受けた場合や「借用施設」の貸主等に対する法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いする一般賃貸借物件を事業用として使用されている事業者の為の保険です。

#### ●補償内容

##### ○主な支払事由(保険金のお支払い対象となる事故) 「事業者総合保障保険」

- ① 什器備品保険金  
(1)火災(2)落雷(3)破裂・爆発(4)風災・ひょう災・雪災(5)借用施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊(6)他の戸室で生じた事故または給排水設備の事故による水漏れ(7)騒じょう・集団行動に伴う暴力・破壊行為

- ② 盗難保険金
- ③ 残存物片付け費用保険金
- ④ 地震火災費用保険金
- ⑤ 仮テナント費用保険金
- ⑥ 修理費用保険金
- ⑦ 損害防止費用

##### 「事業者総合賠償責任保険」

- ① 施設漏水賠償責任保険金
- ② 賃借人賠償責任保険金

##### ○主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合) 詳しくは、約款でご確認ください。

##### 「事業者総合保障保険」「事業者総合賠償責任保険」 共通免責事由

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害や賠償責任。

- ② 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染されたものに起因する事故や賠償責任。

##### 「事業者総合保障保険」

- ① 契約者、被保険者、被保険者の従業員の故意もしくは重大な過失または法令違反によって起きた事故による損害。

- ② 契約者、被保険者、被保険者の従業員または「借用施設」の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害。

- ③ 什器備品保険金、地震火災費用保険金の支払い該当事故の際における「保険の目的」の紛失または盗難による損害。

- ④ 「保険の目的」が運送業者または寄託の引き受けをする業者に託されている間に生じた事故による損害。

- ⑤ 「保険の目的」の虫食い・ねずみ食い、結露、消耗・磨耗・さび・かび・変質・変色、経年劣化に起因する損害。

- ⑥ 地震、噴火、こう水、津波等の天災による損害。ただし地震火災費用保険金については、この限りではありません。

##### 「事業者総合賠償責任保険」 (施設漏水賠償責任保険金)(賃借人賠償責任保険金) 共通免責事由

- ① 契約者、被保険者、被保険者の従業員または保険金を受け取る者の故意による損害賠償責任。

- ② 地震、噴火、こう水、津波等の天災による損害賠償責任。

- ③ 被保険者および被保険者の従業員の心神喪失に起因する損害賠償責任。

- ④ 被保険者および被保険者の従業員の職務外日常生活に直接起因する損害賠償責任。

- ⑤ 航空機、船舶、車両(原動力が人力であるものを除きます)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。

- ⑥ 契約者、被保険者、被保険者の従業員に対しての損害賠償責任。

- ⑦ 火災、破裂または爆発以外の原因に起因する「借用施設」および「借用施設」の設備付属物に対する損害賠償責任。ただし、被保険者の責めに帰すべき事由によって生じた「借用施設」内の水漏れ事故については、この限りではありません。

- ⑧ 「借用施設」の改築、増築、取り壊し等の工事に対しての損害賠償責任。

### ■保険期間

保険期間は発効日の0時から2年目に迎える契約満了日の24時までとなります。

### ■引受条件

#### ●保険金を減額してお支払いする場合

一時に多くの保険金支払い事由が発生し、保険金のための財源が不足する場合は、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

#### ■保険料の増減

収支状態が予定したものと比較して著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中または更新時に保険料の増額をすることがあります。また、更新

後の保険を引き受けない場合があります。

### ■保険料の払込

契約者は、本契約の業種、口数ごとに定められた保険料を一括して、弊社が指定する代理店もしくは弊社へ現金支払い、振込みもしくはコンビニエンスストア専用振込み用紙にて払込むものとします。

### ■解約返戻金および満期返戻金・契約者配当

- ① 本契約を解約される場合は、弊社所定の書面をもって解約の意思表示を申し出るものとします。

- ② 解約日の決定は、弊社に解約の申し出があった日もしくはその翌日以降の契約者が指定する日とし、本契約の保険の効力は、解約日の24時より失うものとします。

- ③ 解約された場合において、弊社が返戻すべき保険料は弊社が定めるところによるものとします。詳しくは、弊社または取扱代理店までお問い合わせください。

- ④ この保険契約には満期返戻金・契約者配当金はありません。

### ■ご加入にあたっての留意事項

- ① 保険契約者および被保険者  
この保険契約における契約者は法人、団体または個人事業主であり、保険証券に記載の方とします。

・この保険契約における被保険者は一般賃貸借物件を事業用として使用している使用者であり、保険証券に記載の方とします。

・被保険者は契約者と同一者または契約者の役員、従業員、使用人もしくは契約者の支店・営業所・出張所であり、前項の条件を充たす方とします。

- ② 借用施設  
被保険者が専ら事業の用に使用している一般賃貸借住宅で、保険証券に記載された建物または戸室をいいます。居住専用部分(事業用動産以外の動産のみを収容している部分を含みます)がある場合は、居住専用部分は含みません。

③ 保険の目的  
「借用施設」内に収容されている什器備品(事業の用に供する動産)とします。ただし、次の各号に掲げるものは含まれません。

- ・生活用の動産
- ・商品・リース商品・製品(完成品、原料、材料、仕掛品、半製品、副産物または副資材をいいます)
- ・リースしている事業用動産

- ・船舶、航空機、自動車、自動二輪車(原動機付自転車50cc以下のバイクを除きます)ならびにこれらの付属品および積載物

- ・通貨、有価証券、預貯金証書(盗難による被害を除きます)、電子マネー、印紙、切手等

- ・1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属、腕時計、宝石、書画、骨董等の美術品

- ・高価什器備品(1個または1組の再調達価額が100万円を超える物)

- ・義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネ等

- ・動物および植物等の生物
- ・本、設計書、証書、帳簿等
- ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物

- ・看板類(表札、標識を含みます)
- ・建物の一部と見なされる造作設備(天井、壁、壁紙、床、床板、戸、固定間仕切り壁)

### ■お申込み方法

弊社所定の申込書に必要事項をご記入・ご捺印の上、ご提出ください。保険料は、保険期間開始日までに所定の方法にてお支払いください。

## アクア少額短期保険株式会社 事業者総合保障プラン (事業者総合保障保険+事業者総合賠償責任保険) 注意喚起情報のご説明

\*この書面は「事業者総合保障保険」「事業者総合賠償責任保険」をお申込みいただくに際して、お客様にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

\*この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、約款(ご契約のしおり)をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、ご遠慮なく弊社または取扱代理店までお問い合わせください。

### ■補償の重複に関するご注意

この保険の補償内容および被保険者を同じくする他の契約がある場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合や減額される場合があります。

弊社の契約は、補償内容の一部を補償範囲から外すことはできません。

#### 【補償の重複が生じる事例】

当社の〔事業者総合保障保険の什器備品の補償〕と〔損害保険会社の火災保険等の什器備品〕

#### ■申込の撤回等について(クーリングオフ)

- ① 契約者はすでに申込みをした契約について、加入申込

日からその日を含めて8日以内であれば、契約を取り消すことができます。

- ② 契約者が契約の取消を

〒533-0031 大阪市東淀川区西浜路1-1-32 新大阪アースビル10F アクア少額短期保険(株) クーリングオフ係	①保険契約を クーリングオフします ②ご契約者名 住所 氏名・捺印 電話番号 ③ご契約年月日 ④証券番号または 領収証番号
▲はがき表面	▲はがき裏面

請求する場合には、弊社所定の書面をもって、取消を請求する旨を通知しなければなりません。

③前項の規定により契約を取り消した場合には、契約は成立しなかったものとし、すでに払い込まれている保険料の全額を契約者に返戻します。

#### ■告知義務（契約締結時における注意事項）

弊社が定める保険契約申込書の記載事項（告知事項）は以下のとおりとします。

- ①契約者および被保険者が個人の場合は氏名・生年月日
- ②契約者および被保険者が法人もしくは団体の場合は法人名もしくは団体名、本社・本店・主たる事務所の所在地および保険契約に関係のある支社・支店・事務所・営業所の所在地
- ③「借用施設」の住所。共同施設のときは賃借使用室が特定できる号室および建物名
- ④「借用施設」の用途（業種）
- ⑤保険の目的を同じくする他の保険契約の有無

#### ■通知義務（契約締結後における注意事項）

契約者および被保険者は、この契約の加入申込み以後に保険証券の記載事項について、変更があることを知ったときは、遅滞なくこれらの変更内容を弊社に通知し、弊社の承認を得てください。

その、通知すべき内容が保険金の支払いの可否を決定する上で重大であると認められる事項である場合には保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。主たる通知事項は以下のとおりです。

- ①契約者および被保険者の改姓、改名、社名・団体名の変更
- ②事故の場合には事故発生の日時、場所、事故の状況及び証人となる者がいるときはその者の住所、氏名及び届出警察署名など。
- ③契約者の所在地および連絡先の変更
- ④「借用施設」および「借用施設」を含む建物の名称の変更  
なお、契約者、被保険者および「借用施設」の変更は認めておりません。

#### ■保険金額の設定について

同一の被保険者が加入できる保険金額の合計額は事業者総合保障保険、事業者総合賠償責任保険それぞれで500万円を限度とします。什器備品の保険金額については簡易什器備品保険金額算出表を使用し、1口～8口の範囲内で妥当な金額を設定していただきます。ただし、「借用施設」内の什器備品総評価額を超えないように（超過保険の防止）、または、什器備品総評価額を下回らないように（一部保険の防止）、注意して保険金額を設定してください。

#### ■被保険者の重複加入について

同一の被保険者は弊社の2つ以上の保険商品に保険期間を重複して加入することは出来ません。重複のお申込みがあった場合には、契約者が有効とする旨の意思表示をした一つの契約のみを有効とし他の契約はすべて「申込みの取消し」とします。すでに、

保険期間が開始されている契約があるときは以下のように取り扱います。

- ①既存契約が存在しているときは新たなお申込みはなかったものとします。
- ②重複して保険期間が開始されている契約がある場合には、一番最初に保険期間が開始された契約のみを有効とし他の契約は無効とします。尚、セット販売の保険商品はこれを1つの保険商品とします。

#### ■保険料・保険金の増減について

弊社の収支状態が予定したものと比較して著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。一時に多くの保険金の支払い事由が発生し、保険金のための財源が不足する場合は、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。弊社は更新時に収支状況を検証した結果、保険料を変更する必要があるときは、弊社の定めるところにより、更新後の保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。また、保険商品が不採算となった場合は、弊社の定めるところにより、更新後の契約を引き受けないことがあります。

#### ■効力の発生と保険期間

- ①責任開始日／保険料が弊社に払い込まれたことを条件として、申込書に記載された保険期間開始日が発効日となります。ただし、当該保険期間開始日以降に保険料が払い込まれた場合には、その払込日が保険契約上の責任開始日となります。保険料の払い込みの猶予期間はありません。（「代理店領収」の場合は即日、「銀行振込み」の場合は弊社口座着金日、「コンビニ払込票」の場合はコンビニ収納日が保険料の払込日となります。）
- ②保険期間／発効日の零時から2年目に迎える契約満了日の24時までとなります。（弊社の保険は保険期間が2年以内であるという法律に基づいた保険です。）
- ③更新／保険期間満了日の2ヶ月前までに弊社より契約者に更新後の条件を通知し、更新の可否をお聞きます。弊社は別途定める方法により、更新保険料の払い込みを条件として更新の意思表示と判断し更新とします。

#### ■地震補償について

弊社の「事業者総合保障保険」「事業者総合賠償責任保険」は、地震補償は担保しておりません。

#### ■契約者保護制度について

弊社は保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構の行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3（保険契約の移転等における資金援助）第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。ただし、十分な責任準備金の積立を行い、さらに再保険契約をし、将来の支払いに備えています。また、健全な資産運用を行い、長期的な視点で安定した事業運営を行っています。

#### ■弊社がお引き受けできる契約・特に法令等で注意喚起

#### することとされている事項

- (1) 保険期間は2年
- (2) 1被保険者にかかる保険金額の合計額が法令に定める金額以下（2,000万円、低発生率保険以外は1,000万円）
- (3) 1保険契約者にかかる被保険者の総数が法令に定める数以下（100名もしくは上限総保険金額から算出した被保険者数）

#### ■支払時情報交換制度

弊社は一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険業者各社、特定の損害保険会社（以下「少額短期保険業者等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。（<http://www.shougakutanki.jp/>）

#### ■個人情報の取扱いについて

弊社は本契約に関する個人情報（会社の適切な業務運営を確保するために必要な範囲での医療情報等センシティブ情報及び過去に取得したものを含みます。）の取扱いを以下の通りとさせていただきます。

##### (1) 利用目的について

- ①保険契約のお引受およびそれに関連する業務
- ②保険金のお支払いおよびそれに関連する業務
- ③保険契約に付帯されるサービス提供のほか、満期・更新のご案内、弊社サービスのご紹介

##### (2) 外部への情報提供について

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内での業務委託先に対する個人情報の提供
- ②再保険のため、本契約に関する情報を再保険引受団体に提出する場合
- ③不適切な保険引受や保険金支払を未然に防ぐための他の保険会社、共済会との間の情報交換  
※詳細は、下記プライバシーポリシーをご覧ください。

### お客様の個人情報の取扱いについて （プライバシー・ポリシー）

弊社は、お客様の信頼をもととする保険業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）およびその関連法令を遵守し、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等にも配慮しつつ、個人情報の適正な取扱いを実践いたします。

#### 1 個人情報の利用目的

弊社は、すべての個人情報について利用目的を以下

のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で利用いたします。

- ①保険契約の引受・維持・管理
- ②保険金等の支払
- ③弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実
- ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑤与信の判断・与信後の管理
- ⑥その他保険事業に関連・付随する業務

#### 2 個人データの第三者への提供

弊社は、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得いたします。ただし、次の場合には、ご本人の同意を得ないで、第三者に個人データを提供する場合があります。

- ①法令に基づく場合
  - ②業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に取り扱いを委託する場合
  - ③再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- 弊社の個人情報の取扱いについては弊社ホームページ（<http://www.aqua-ins.com/privacy.html>）をご参照ください。

#### ■お問い合わせ先

ご連絡	連絡先・受付時間
(1) 弊社へのお問い合わせ	<b>0120-282-595</b> info@aqua-ins.com ホームページでも受付しています。 <a href="http://www.aqua-ins.com/contact.html">http://www.aqua-ins.com/contact.html</a> 月～金 9:00～17:00 祝日ならびに年末年始・夏季休業を除く
(2) 事故が発生した場合	<b>0120-267-868</b> 24時間・365日 平日9:00～17:00以外は受付のみとなります。
・この保険では、弊社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行うことはできません。 ・賠償事故の場合、弊社の了解なしに示談等を行わないようにしてください。	
(3) 一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）	<b>0120-821-144</b> （フリーダイヤル） 月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 祝日ならびに年末年始を除く
・弊社との間で問題を解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくことができます。	





事業者総合保障保険・約款

● この保険の特徴	／1
● 契約者および被保険者	・
● 「借用施設」	・
● 保険の対象となる事業者の業種	・
● 保険責任の始期および終期	・
● 「保険の目的」の範囲	／2
● 保険金の種類と支払いと支払い金額	・
● 他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額	／5
● 保険金を支払わない場合・免責	・
● 告知義務について	・
● 通知義務について	／6
● 保険金額の調整	／7
● 契約の無効について	・
● 契約の失効について	・
● 重大事由による契約解除について	・
● 保険金および返戻金の請求について	／8
● 契約の更新について	／9
● 保険期間中の保険料・保険金の増減について	・
● 更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について	／10
● 残存物および盗難品の取扱いについて	・
● 損害発生後の保険の対象の減失	・
● 代位について	・
● 保険金支払い後の契約について	・
● 弊社の破産について	・
● 準拠法について	・
● 管轄の裁判所について	・

事業者総合賠償責任保険・約款

● この保険の特徴	／1
● 契約者および被保険者	・
● 「借用施設」	・
● 保険の対象となる事業者の業種	・
● 保険責任の始期および終期	・
● 保険金の種類と支払いと支払い金額	／2
● 他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額	／4
● 保険金を支払わない場合・免責	・
● 告知義務について	／5
● 通知義務について	／6
● 契約の無効について	・
● 契約の失効について	・
● 重大事由による契約解除について	・
● 保険金および返戻金の請求について	／7
● 契約の更新について	／8
● 保険期間中の保険料・保険金の増減について	・
● 更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について	／9
● 代位について	・
● 被害者の特別先取特権について	・
● 保険金支払い後の契約について	・
● 損害賠償責任解決の特則について	・
● 弊社の破産について	・
● 準拠法について	・
● 管轄の裁判所について	・

事業者総合保障保険・約款



(この保険の特徴)

第1条 この保険は一般賃貸借物件を事業用として使用している事業者を被保険者とする保険です。

(契約者および被保険者)

第2条 この保険契約における契約者は法人、団体または個人事業主であり、保険証券に記載の方とします。

2 この保険契約における被保険者は一般賃貸借物件を事業用として使用している使用者であり、保険証券に記載の方とします。

3 被保険者は契約者と同一者または契約者の役員、従業員、使用人もしくは契約者の支店・営業所・出張所であり、前項の条件を充たす方とします。

(「借用施設」)

第3条 「借用施設」とは被保険者が専ら事業の用に使用している一般賃貸借物件で、保険証券に記載された建物または戸室をいいます。ただし、次の各号に該当するものについては、次のとおり取扱うものとします。

(1) 建物または戸室が、事業の用に供されている部分と専ら居住の用に供されている部分(事業用動産以外の動産のみを収容している部分を含みます)とから構成されている場合には、専ら居住の用に供されている部分については、「借用施設」とはみなしません。

(2) 建物または戸室の付属物(物置、車庫その他の付属建物をいいます)、門、塀もしくは垣根およびその他これらに類するもので、当該建物または戸室の敷地内に所在するもの(通常の事業を営むために必要と判断されるものに限り)は「借用施設」の一部とみなします。

(保険の対象となる事業者の業種)

第4条 保険の対象となる事業者の業種は、次の各号のように定めます。

(1) 次に該当する業種について、保険の引受をします。

- ①飲食店(不特定多数の者に対して、料理ならびに飲食物を提供することを目的とした施設にて行う事業をいいます)。
- ②ア. 物販店(商談を目的とした不特定多数の者の出入りのある施設にて行う事業であり、物品販売店・物品レンタル店をいいます)。  
イ. 事務所(商談を目的とした不特定多数の者の出入りのない施設にて行う事業であり、一般事務所や教育学習支援業(塾や火気を扱わない各種学校)をいいます)。

(2) 次に該当する業種については保険の引受をしません。

- ア. 事務所以外のサービス業(不特定多数の者に対して、特定のサービスを提供することを目的とした施設にて行う事業をいいます)。
  - イ. 風俗業(「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条」に定められている業種をいいます)。
  - ウ. 工場、作業所。
- (3) (1)に係わらず、次に該当する業種については保険の引受けをしません。
- ア. 風俗業の事務所および待機所。
  - イ. 工場または作業所を有する店舗事務所。
  - ウ. 危険物および火薬取扱業。
  - エ. 自動車、自動二輪車、船舶や工作機械などのエンジンを有する商品の販売店およびレンタル店。
  - オ. 自転車販売店およびレンタル店。
  - カ. 医薬品販売店。

(保険責任の始期および終期)

第5条 弊社の保険契約上の責任(以下、「保険責任」といいます)は、保険証券記載の保険

期間の初日(以下、「責任開始日」といいます)の0時に始まり、保険期間の末日の24時に終わります。

- 2 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。
- 3 弊社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。尚、領収についての取扱いは次の各号のように定めます。
  - (1) 銀行振込みにて保険料をお支払い頂いた場合は、弊社または代理店の口座着金をもって領収とします。
  - (2) コンビニエンスストアの振込専用紙を使用してコンビニエンスストアにて保険料をお支払い頂いた場合は、コンビニエンスストアでの収納をもって領収とします。

(「保険の目的」の範囲)

第6条 「保険の目的」とは「借用施設」内に収容されている什器備品(被保険者の所有する事業用動産)とします。ただし、次の各号に掲げる物は、「保険の目的」に含みません。

- (1) 生活用の動産。
- (2) 商品・リース商品・製品(完成品、原料、材料、仕掛品、半製品、副産物または副資材をいいます)。
- (3) リースしている事業用動産。
- (4) 船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます)、航空機および自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(50cc以下のバイク。以下同様とします)を除きます)ならびにこれらの付属品および積載物。
- (5) 通貨、有価証券、預貯金証書、電子マネー、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、盗難保険金支払い事由に該当する業務用通貨、業務用預貯金証書についての損害はこの限りではありません。
- (6) 貴金属(腕時計を含みます。以下同様とします)、宝玉および宝石ならびに書画、骨

とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の再調達価額が30万円を超える物。

- (7) 高額什器備品(1個または1組の再調達価額が100万円を超える物)。
- (8) 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物。
- (9) 動物および植物等の生物。
- (10) 本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物。
- (11) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物。
- (12) 看板類(表札、標識を含みます)。
- (13) 建物の一部と見なされる造作設備(天井、壁、壁紙、床、床板、戸、固定式間仕切壁)。

(保険金の種類と支払いと支払い金額)

第7条 各保険金の種類ごとに次の各号を定めます。尚、保険金の支払いにおける損害の額の査定および保険金の支払いは再調達価額(損害が発生した時の発生した場所における「保険の目的」と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします)にておこないます。

(1) ①什器備品保険金の支払い事由  
次の理由により「保険の目的」が損害(消防または避難に必要な処置によって生じた損害も含みます)を受けた場合、保険金を支払います。

- ア. 火災、落雷、破裂または爆発。
- イ. 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(洪水、高潮を除きます)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪洪水を除きます)によって「保険の目的」が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合。
- ウ. 「借用施設」の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。
- エ. 給排水設備(スプリンクラ設備を含みます)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水・放水または溢水による水濡れ。

オ、騒ぎおよびこれに類似の集団行動に伴う暴力行為もしくは破壊行為。

#### (1)－②什器備品保険金の支払い金額

什器備品保険金の支払い金額は、この保険契約の保険証券に記載されている保険金額を限度額として、事故における「保険の目的」の損害の額。

#### (2)－①盗難保険金の支払い事由

盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂。以下同様とします）によって、被保険者が次の損害を受けた場合、保険金を支払います。

ア、「保険の目的」（通貨または預貯金証書を除きます）が盗難にあった場合。ただし、被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をしたことを条件とします。

イ、「借用施設」に収容される業務用通貨または業務用預貯金証書（現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします）の盗難。ただし、次の各号に掲げる事実があったことを条件とします。

- a. 被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をしたこと。
- b. 被保険者が盗難を知った後、ただちに預貯金先宛に被害の届出をしたこと。
- c. 盗難にあった業務用預貯金証書により、業務用預貯金口座から現金が引き出されたこと。

#### (2)－②盗難保険金の支払い金額

盗難保険金の支払い金額は次のとおりとします。

ア、「保険の目的」の盗難の場合は、この保険契約の保険証券に記載されている保険金額の10%を限度額として損害の額。ただし「保険の目的」の1個または1組ごとに10万円を限度額とします。

イ、「借用施設」に収容される業務用通貨または業務用預貯金証書の盗難の場合は、業務用通貨については10万円を限度額としてその損害の額、業務用預貯金証書については50万円を限度額としてその損害の額。

#### (3)－①残存物片付け費用保険金の支払い事由

(1)－①什器備品保険金が支払われる場合において、その該当事故によって損害を受けた残存物の取り片付けに必要な費用（取り壊し費用、取り片付け清掃費用および搬出費用）に対して支払います。

#### (3)－②残存物片付け費用保険金の支払い金額

(1)－②により支払われる什器備品保険金の10%を限度額として、実際に負担された額。

#### (4)－①地震火災費用保険金(地震火災見舞金)の支払い事由

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって「保険の目的」が損害を受け、「借用施設」を収容する建物が半焼以上となった場合、または「保険の目的」の損害の額が保険金額の80%を超える場合に支払います。ただし72時間以内に生じた2回以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。尚、建物の半焼とは「借用施設」を収容する建物の主要構造部の損害が建物全体の20%以上となった場合をいい、判定方法は所轄消防署で発行する、り災証明書を基に判定します。

#### (4)－②地震火災費用保険金(地震火災見舞金)の支払い金額

地震火災費用保険金（地震火災見舞金）の支払い金額は、この保険契約の保険証券に記載されている保険金額の5%。

#### (5)－①仮テナント費用保険金の支払い事由

(1)－①什器備品保険金、(2)－①盗難保険金が支払われる場合において、「借用施設」を収容する建物が半損以上となった場合には、仮テナントを賃借する費用に対して支払います。ただし、仮テナント費用の範囲は、損害が発生したときから1ヶ月以内に発生した次の各号に掲げるものに限ります。尚、建物の半損とは「借用施設」を収容する建物の主要構造部の損害が建物全体の20%以上となった場合をいい、判定方法は所轄消防署で発行する、り

災証明書または弊社の使用する保険損害事故鑑定人の調査を基に判定します。

ア、新たな「借用施設」を賃借するために発生した家賃、礼金（敷金、保証金など将来返戻される性質を有するものを除きます）および仲介手数料。

イ、事故のあった「借用施設」から新たな「借用施設」へ被保険者の什器備品を運送するために発生した費用（運送業者に対して発生した費用およびレンタカー費用に限りま

#### (5)－②仮テナント費用保険金の支払い金額

30万円または損害が発生した時点での「借用施設」の月額家賃の3ヶ月分相当額のいずれか低い方の額を限度として、実際に負担した金額。

#### (6)－①修理費用保険金の支払い事由

ア、(1)－①什器備品保険金のアイウオおよび(2)－①盗難保険金が支払われる場合において、「借用施設」の貸主との契約（「借用施設」の賃貸借契約）に基づき、被保険者が自己の費用で現実にこれを損害発生直前の状態に修復した場合に支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合は除きます。また、次に掲げるもの以外の修理費用と

ア、壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部。  
b、玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣根、給水塔のように「借用施設」の共同の利用に供せられるもの。

イ、「借用施設」の専用水道管が凍結によって破損し、被保険者が自己の費用で現実にこれを損害発生直前の状態に修復した場合に支払います。ただし、被保険者以外の者が占有する部分の専用水道管に係る損害に対しての修理費用保険金は支払いません。

#### (6)－②修理費用保険金の支払い金額

修理費用保険金の支払い金額は、この保険契約の保険証券に記載されている保険金額の10%を限度額として、実際に負担した額。

#### (7)－①損害防止費用

ア、契約者および被保険者は、保険金支払い事由に該当する事故が生じた場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません（以下、「損害防止義務」といいます）。

イ、「損害防止義務」を履行する場合において、被保険者が、必要または有益な費用を支出したとき、その事故が保険金支払いの免責事由に該当しない場合は、弊社は次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によっての損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。

- a. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用。
- b. 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます）の修理費用または再取得費用。
- c. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材に係る費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます）。

ウ、契約者、被保険者または被保険者の従業員（パート・アルバイトを含みます。以下同様とします）が故意または重大な過失によって「損害防止義務」を履行しなかった場合は、弊社は損失の額から損害の発生および拡大の防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

#### (7)－②損害防止費用の支払い金額

実際に負担した額。

2 (7)－①の損害防止費用も含め、複数の保険金が重複して支払われる場合、その複数の保険金の合計限度額は500万円とします。



**(他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額)**

第8条 保険金支払いに対して、「他社の保険・共済契約」がある場合においては、次の各号のように保険金を支払います。尚、「他社の保険・共済契約」とは他の保険会社、特定保険業者、少額短期保険業者および保険業法以外に根拠法のある共済の契約をさします。

(1) 他の保険から保険金が支払われていない場合。

損害の額か弊社の保険金限度額のいずれか低い額を被保険者に支払ったうえで、次の①②の数式を適用し、弊社支払責任額を超えて支払った金額について、他社に対する求償権を得るものとします。

①他社に他保険条項（按分規定）があり、保険金額の評価方法が弊社と同じ場合には下記の計算式に基づき弊社支払責任額を計算します。

それぞれの保険・共済契約の支払限度額の合計額または損害の額のうち低い額	×	この保険の支払責任額 ----- それぞれの保険・共済契約の支払責任額の合計額	=	この保険の支払保険金
-------------------------------------	---	-----------------------------------------------	---	------------

②他社に他保険条項（按分規定）があり、保険金額の評価方法が弊社と異なる場合には下記の計算式に基づき弊社支払責任額を計算します。

〔損害の額－他社の支払額〕か弊社の保険金限度額のいずれか低い額

③他社に他保険条項（按分規定）がない場合においても、弊社は前記①または②の数式を適用し、弊社支払責任額を計算します。

(2) 他の保険から保険金が支払われた場合。他社が、被保険者に対して損害の一部を支払った場合には、下記の計算式に基づき、弊社支払責任額を被保険者に支払うものとします。

尚、他社が、被保険者に対して全額支払った場合には、弊社は前記(1)の①または②の数式を適用し、弊社支払責任額を他社に支払

うものとします。

〔損害の額－他社から支払われた額〕か弊社の保険金限度額のいずれか低い額

**(保険金を支払わない場合・免責)**

第9条 弊社は、事故の原因または事故の内容が次の各号に該当する場合は、保険金を支払いません。

(1) 契約者、被保険者、被保険者の従業員の故意もしくは重大な過失または法令違反。

(2) 契約者、被保険者、被保険者の従業員または「借用施設」の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触。

(3) 什器備品保険金、地震火災費用保険金（地震火災見舞金）の支払い該当事故の際における「保険の目的」の紛失または盗難。

(4) 「保険の目的」が運送業者または寄託の引き受けをする業者に託されている間に生じた事故。

(5) 「保険の目的」の虫食い・ねずみ食い、結露、消耗・磨耗・さび・かび・変質・変色、経年劣化に起因する損害。

(6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。

(7) 地震、噴火、こう水、津波等の天災。ただし、地震火災費用保険金（地震火災見舞金）については、この限りではありません。

(8) 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染されたものに起因する事故。

2 前項(1)の場合は契約を解除します。この場合、すでに収受している保険料は返金しません。

**(告知義務について)**

第10条 契約者、被保険者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、弊

社が告知を求めた次の各号（以下、「告知事項」といいます）について、弊社に事実を正確に告げなければなりません（以下、「告知義務」といいます）。

(1) 契約者の氏名および生年月日または名称および代表者名

(2) 被保険者の氏名および生年月日または名称および代表者名

(3) 契約者が法人または団体のときはその本社・本店・主たる事務所の住所

(4) 「借用施設」の住所

(5) 「借用施設」における弊社の定める業種区分およびその職種

(6) 被保険者（この保険と同一の「保険の目的」）にかかる、他の保険契約の有無

2 弊社は、保険契約締結の際、契約者または被保険者が、「告知事項」について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

3 第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

(1) 第2項の事実がなくなった場合。

(2) 弊社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。

(3) 契約者または被保険者が、第7条の保険金支払該当事故による損害が発生する前に、「告知事項」につき、書面をもって更正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。尚、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 弊社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。

4 第2項の規定による解除が、第7条の保険金支払該当事故による損害が発生した後になされた場合であっても、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第5項の規定とはかかわりありません。ただし、解除の原因となった「告知義務」違反の内容と事故の発生に因果関係がない場合は保険金は支払います。

5 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

6 第2項の規定により保険契約を解除したときは、解除した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

**(通知義務について)**

第11条 契約者および被保険者は、この契約の加入申込み以後に保険証券の記載事項について、変更があることを知ったときは、遅滞なくこれらの変更内容を弊社に通知しなければなりません（以下、通知義務といいます）。ただし、その通知した内容によって第1条・第2条・第3条・第4条の弊社保険加入要件を充たさなくなったとき（変更内容が契約締結時に告知されていたとすれば、弊社として引受範囲外となるもの）はその通知すべき事由が発生した時点で、この保険契約は失効します。また、取扱いについては次の各号のように定めます。

(1) 契約者または被保険者は、保険金支払該当事故による損害が発生したことを知ったときは、遅滞なく、弊社に対して、その旨の通知をしなければなりません。また、事故の場合の通知すべき内容は下記の各号のとおりとします。

①事故発生の日時、場所。

②事故の状況およびこれらの事故の証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名。

③所轄の警察署に届出をしている事故の場合は、その警察署名。



(2) 契約者、被保険者および「借用施設」の変更は認めておりません。

2 契約者または被保険者が通知義務に違反し、その通知すべき内容がこの保険契約の失効事由に該当する場合、その通知すべき事由が発生した時点以降の事故についての保険金は支払いません。

また、すでに保険金を支払っていたときは、弊社はその全額を返還請求ができるものとします。

#### (保険金額の調整)

第12条 保険契約締結の際、保険金額が「保険の目的」の総再調達価額を超えていたことにつき、契約者、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、契約者は、弊社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険金額を取り消すことができます。

2 保険契約締結の後、「保険の目的」の総再調達価額が著しく減少した場合は、契約者は、弊社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金について、減少後の「保険の目的」の総再調達価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### (契約の無効について)

第13条 保険契約について次の各号に該当する場合は、その保険契約を無効とします。

(1) 契約の申込み日において、「借用施設」または「保険の目的」にすでに損害が生じ、またはその原因が発生したことを契約者または被保険者が知っていた場合。

(2) 被保険者の重複契約(弊社の2つ以上の保険商品に重複して被保険者となること)の内、一番最初に保険責任を開始された契約以外の契約。

尚、セット販売の保険商品はこれを1つの保険商品とします。

(3) 契約者が、保険金を不法に取得する目的

または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。

(4) (1)(2) の場合の保険料は全額返金します。

(5) (3) の場合の保険料は返金しません。

#### (契約の失効について)

第14条 保険契約について次の各号に該当する場合は、その保険契約は失効します。

(1) 責任開始日以後に「借用施設」の全部または「保険の目的」の全部が消滅した場合は、その消滅が発生した時点で契約は失効します。ただし、保険金の支払い事由に該当する事故での消滅の場合は、その事故に対する保険金は支払います。

(2) 第11条第1項に定める事由による失効。

(3) 前記(1)(2)の事由にて失効後の保険料は、契約が失効した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

#### (重大事由による契約解除について)

第15条 次に掲げる事由によるときは、保険期間の中途においても弊社が契約者に契約の解除を通知した日をもって、この契約を解除することができます。

(1) 契約者が保険金を詐取する目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき。

(2) 被保険者が保険金を詐取する目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき。

(3) 保険金の請求行為に関し、被保険者が詐欺行為(未遂を含みます)を行ったとき。

(4) 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(5) (1) から(4)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(4)までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2 当会社は、被保険者が前項(4)アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注) この保険契約の被保険者が複数である場合は、解除する部分は、前項(4)アからオにおいて、該当する被保険者に係る部分に限ります。ただし、前項(4)アからオにおいて、保険契約者が該当する場合を除きます。

3 前2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第1項(1)から(5)までの事由または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

4 第1項(5)により契約が解除される事由と、保険金支払い事由に因果関係がない場合は、その事故に対する保険金は支払ったうえで、契約は解除します。

5 保険契約者または被保険者が第1項(4)

アからオまでのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項(4)アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

6 契約解除後の保険料の取扱いおよび保険金は次の各号のように定めます。

(1) 第1項(1)の場合においては、收受されている保険料は返金しません。

(2) 第1項(2)～(5)、第2項の事由にて契約を解除した場合は、その契約の解除の事由が発生した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

#### (保険金および返戻金の請求について)

第16条 弊社が契約者または被保険者からの事故通知を受取り、被保険者が弊社に対し次の各号の書類を提出することによって保険金の請求とします。

(1) 保険証券

(2) 事故(盗難)報告書

(3) 被害品明細書

(4) 保険金請求書

(5) 調査の同意書

(6) 保険金受取人の印鑑証明書

(7) その他、必要に応じての添付書類

2 契約者が弊社に対し次の各号の書類を提出することによって返戻金の請求とします。尚、解約返戻金については、1口あたり保険金額50万円での未経過残月数ごとの解約返戻金額表を保険証券に記載しています。

(1) 保険証券

(2) 解約・取消申請書

(3) その他、必要に応じての添付書類

3 保険金の支払いについて、保険金の請求の手続きが終了した日より、その日を含め14営業日以内に被保険者の指定した銀行口座に保険金を一括で振込むことによって支払います。尚、保険金の支払いについては次の各号の確認を終えて、支払うものとします。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実。
- (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無。
- (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係。
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無。
- (5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項。
- 4 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- (1) 警察・消防等の公の機関による捜査・調査結果の照会が必要なときは180日。
- (2) 検査機関その他の専門機関による検査・鑑定等の結果の照会が必要なときは90日。
- (3) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査が必要なときは60日。
- 5 前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、遅延利息(年率6%単利)を支払います。ただし、契約者、被保険者、被保険者と同居する者または保険金受取人もしくはこれらの者の代理人が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、

そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。

- 6 保険料の払戻しおよびその他の返戻金の支払いについて、返戻金の請求の手続きが終了した日より、その日を含め14営業日以内に契約者の指定した銀行口座に保険料その他の返戻金を一括で振込むことによって支払います。
- 7 保険金の支払いまたは保険料その他の返戻金の支払いに該当する事故・事由が生じ、契約者または被保険者がその事故・事由が、弊社の保険金の支払い・返戻金の支払いに該当する事故・事由であることを知った翌日より、その日を含め3年間、当該保険金の請求・当該保険料その他返戻金の請求がない場合には、その支払いを請求する権利は消滅します。

#### (契約の更新について)

- 第17条 契約期間満了日の2ヶ月前までに、弊社より契約者に、「期間満了のお知らせ」とともに、更新される場合の更新後の条件(保険金額、保険料)を通知し、更新の可否を問い、契約期間満了日までに更新契約保険料をお支払い頂くことによって更新可の意思表示と判断し更新とします。尚、更新された場合は契約者に「契約の更新証」を送付し、もとの保険証券と合わせて新たな保険証券とみなします。

#### (保険期間中の保険料・保険金の増減について)

第18条 弊社は保険期間中に次の各号のような取扱いを行うことがあります。

- (1) 弊社の収支状態が予定したものと比較して著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。
- (2) 一時に多くの保険金の支払い事由が発生し、保険金のための財源が不足する場合は、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
- (3) (1)(2)の場合においては、すみやかに契約者に通知します。

#### (更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について)

第19条 弊社は契約の更新時に次の各号のような取扱いを行うことがあります。

- (1) 弊社の収支状況を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、弊社の定めるところにより、更新後の保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。
- (2) 弊社の収支状況を検証した結果、この保険商品が不採算となった場合は、弊社の定めるところにより、更新後の契約を引き受けないことがあります。
- (3) (1)(2)の場合においては、契約期間満了日の2ヶ月前までに契約者に通知します。

#### (残存物および盗難品の取扱いについて)

第20条 弊社は保険金支払いに該当する事故について、残存物および盗難品の取扱いについて次の各号のように定めます。

- (1) 事故により弊社が、保険金を支払った場合でも、「保険の目的」の残存物の所有権は、弊社がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、弊社に移転しません。
- (2) 盗難にあった「保険の目的」が、弊社が保険金を支払う前に回収された場合は、盗難の被害は生じなかったものとします。
- (3) 盗難にあった「保険の目的」について、弊社が保険金を支払った場合は、その「保険の目的」の所有権は弊社に移転します。
- (4) 盗難にあった「保険の目的」が弊社からの保険金支払い後に回収された場合は、被保険者は弊社より受取った保険金相当額を弊社に支払うことによって、その「保険の目的」の所有権を取得することができます。

#### (損害発生後の保険の対象の減失)

第21条 弊社は、第7条の保険金支払事由該当事故による損害が発生したときは、当該損害に係る「保険の目的」が、当該損害の発生後に、第7条の保険金支払事由該当事故によらず減失したときであっても、当該保険金を支払います。

#### (代位について)

第22条 弊社は保険金支払い事由に該当する損害に対して保険金を支払った場合は、その支払った保険金の額を限度としてかつ、契約者および被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者に対して有する権利を代位取得します。

- 2 契約者、被保険者および被保険者の従業員は、弊社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠、および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、弊社の負担とします。

#### (保険金支払い後の契約について)

第23条 保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額に達した場合は、この契約は、その保険金支払いの原因となった損害の発生した時に終了するものとします。

- 2 前項の場合を除き、弊社が保険金を支払った場合においても、この契約の保険金額は、減額することはないものとします。

#### (弊社の破産について)

第24条 弊社が破産手続開始の決定を受けたときは、契約者はこの保険契約を解除することができます。

- 2 契約者が第1項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、この保険契約は破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

#### (準拠法について)

第25条 この約款に定めのない事項については、日本国の法令によることとします。

#### (管轄の裁判所について)

第26条 弊社の保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。



事業者総合賠償責任保険・約款



## 事業者総合賠償責任保険・約款

### (この保険の特徴)

第1条 この保険は一般賃貸借物件を事業用として使用している事業者を被保険者とする保険であり、弊社の『事業者総合保障保険』と合わせて契約する保険です。

### (契約者および被保険者)

- 第2条 この保険契約における契約者は法人、団体または個人事業主であり、保険証券に記載の方とします。
- 2 この保険契約における被保険者は一般賃貸借物件を事業用として使用している使用者であり、保険証券に記載の方とします。
- 3 被保険者は契約者と同一者または契約者の役員、従業員、使用人もしくは契約者の支店・営業所・出張所であり、前項の条件を充たす方とします。

### (「借用施設」)

第3条 「借用施設」とは被保険者が専ら事業の用として使用している一般賃貸借物件で、保険証券に記載された建物または戸室をいいます。ただし、次の各号に該当するものについては、次のとおりに取扱うものとします。

(1) 建物または戸室が、事業の用に供されている部分と専ら居住の用に供されている部分(事業用動産以外の動産のみを収容している部分を含みます)とから構成されている場合には、専ら居住の用に供されている部分については、「借用施設」とはみなしません。

(2) 建物または戸室の付属物(物置、車庫その他の付属建物をいいます)、門、塀もしくは垣根およびその他これらに類するもので、当該建物または戸室の敷地内に所在するもの(通常の事業を営むために必要と判断されるものに限ります)は「借用施設」の一部とみなします。

### (保険の対象となる事業者の業種)

第4条 保険の対象となる事業者の業種は、次の各号のように定めます。

(1) 次に該当する業種について、保険の引受をします。

- ①飲食店(不特定多数の者に対して、料理ならびに飲食物を提供することを目的とした施設にて行う事業をいいます)。
- ②ア. 物販店(商談を目的とした不特定多数の者の出入りのある施設にて行う事業であり、物品販売店・物品レンタル店をいいます)。  
イ. 事務所(商談を目的とした不特定多数の者の出入りのない施設にて行う事業であり、一般事務所や教育学習支援業(塾や火気を扱わない各種学校)をいいます)。  
ウ. 工場、作業所。
- (3)(1)に係わらず、次に該当する業種については保険の引受けをしません。
- ア. 風俗業の事務所および待機所。  
イ. 工場または作業所を有する店舗事務所。  
ウ. 危険物および火薬取扱業  
エ. 自動車、自動二輪車、船舶や工作機械などのエンジンを有する商品の販売店およびレンタル店。  
オ. 自転車販売店およびレンタル店。  
カ. 医薬品販売店。

### (保険責任の始期および終期)

- 第5条 弊社の保険契約上の責任(以下、「保険責任」といいます)は、保険証券記載の保険期間の初日(以下、「責任開始日」といいます)の0時に始まり、保険期間の末日の24時に終わります。
- 2 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。
- 3 弊社は、保険料領収前に生じた事故による

損害に対しては、保険金を支払いません。尚、領収についての取扱いは次の各号のように定めます。

- (1) 銀行振込みにて保険料をお支払い頂いた場合は、弊社または代理店の口座着金をもって領収とします。
- (2) コンビニエンスストアの振込専用紙を使用してコンビニエンスストアにて保険料をお支払い頂いた場合は、コンビニエンスストアでの収納をもって領収とします。

### (保険金の種類と支払いと支払い金額)

- 第6条 各保険金の種類ごとに次の各号を定めます。尚、契約者および被保険者は、保険金支払い事由に該当する事故が生じた場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。(以下、「損害防止義務」といいます)
- (1)一①施設漏水賠償責任保険金の支払い事由  
被保険者の責めに帰すべき事由に起因する「借用施設」内で生じた漏水、放水または溢水による水漏れ事故により、「借用施設」を含む建物内において被保険者の「借用施設」以外の戸室にて損害が発生した場合において、被保険者が「借用施設」の貸主または第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、その損害に対して施設漏水賠償責任保険金を支払います。その施設漏水賠償責任保険の範囲は次に掲げるものに限ります。  
ア. 被保険者が「借用施設」の貸主または第三者に対して支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決日より支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得するものがある場合は、その額をこれから差し引くものとします。  
イ. 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます)。  
ウ. 損害賠償責任の解決について、被保険者

が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用。

- エ. 第21条の損害賠償責任解決の特則の規定により、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用。
- オ. 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用。
- カ. 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生する事故において、被保険者がその事故の損害の発生および拡大の防止をするための措置を講ずるために支出した必要かつ有益と認められる費用。
- キ. 損害の発生および拡大の防止をするための措置を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと明らかになった場合、支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用。
- ク. 契約者、被保険者または被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます。以下同様とします)が故意または重大な過失によって「損害防止義務」を履行しなかった場合は、弊社は損失の額から損害の発生および拡大の防止をすることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- (1)一②施設漏水賠償責任保険金の支払い金額  
施設漏水賠償責任保険金の支払い金額は、500万円を限度額として、事故における損害の額。
- (2)一①賃借人賠償責任保険金の支払い事由  
弊社は次に掲げる事故の場合、その損害に対して賃借人賠償責任保険金を支払います。  
ア. 「借用施設」が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により、滅失、き損または汚損した場合において、被保険者が「借用施設」の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、その損害に対して賃借人賠償責任保険金を支払います。その賃借人賠償責任保険金の範囲は次に掲

げるものに限ります。

- a. 被保険者が「借用施設」の貸主に対して支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得するものがある場合は、その額をこれから差し引くものとします。
  - b. 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）。
  - c. 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用。
  - d. 第21条の損害賠償責任解決の特則の規定により、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用。
  - e. 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用。
  - f. 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生する事故において、被保険者がその事故の損害の発生および拡大の防止をするための措置を講ずるために支出した必要かつ有益と認められる費用。
  - g. 損害の発生および拡大の防止をするための措置を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと明らかになった場合、支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用。
  - h. 契約者、被保険者または被保険者の従業員が故意または重大な過失によって「損害防止義務」を履行しなかった場合は、弊社は損失の額から損害の発生および拡大の防止をすることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- イ. 被保険者の責めに帰すべき事由に起因す

る「借用施設」内で生じた漏水、放水または溢水による水漏れ事故により、「借用施設」が損害を受けた場合において、被保険者が「借用施設」の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、その損害に対して賃借人賠償責任保険金を支払います。その賃借人賠償責任保険金の範囲は次に掲げるものに限ります。

- a. 被保険者が「借用施設」の貸主に対して支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得するものがある場合は、その額をこれから差し引くものとします。
- b. 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）。
- c. 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用。
- d. 第21条の損害賠償責任解決の特則の規定により、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用。
- e. 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用。
- f. 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生する事故において、被保険者がその事故の損害の発生および拡大の防止をするための措置を講ずるために支出した必要かつ有益と認められる費用。
- g. 損害の発生および拡大の防止をするための措置を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと明らかになった場合、支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用。

- h. 契約者、被保険者または被保険者の従業員が故意または重大な過失によって「損害防止義務」を履行しなかった場合は、弊社は損失の額から損害の発生および拡大の防止をすることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

(2)－②賃借人賠償責任保険金の支払い金額

- ア. 前記(2)－①のアの場合の賃借人賠償責任保険金の支払い金額は、500万円を限度額として、事故における損害の額。
  - イ. 前記(2)－①のイの場合の賃借人賠償責任保険金の支払い金額は、30万円を限度額として、事故における損害の額。
- 2 複数の保険金が重複して支払われる場合、その複数の保険金の合計限度額は500万円とします。

(他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額)

第7条 保険金支払いに対して、「他社の保険・共済契約」がある場合においては、次の各号のように保険金を支払います。尚、「他社の保険・共済契約」とは他の保険会社、特定保険業者、少額短期保険業者および保険業法以外に根拠法のある共済の契約をさします。

(1) 他の保険から保険金が支払われていない場合。

損害の額か弊社の保険金限度額のいずれか低い額を被保険者に支払ったうえで、次の①②の数式を適用し、弊社支払責任額を超えて支払った金額について、他社に対する求償権を得るものとします。

①他社に他保険条項（按分規定）があり、保険金額の評価方法が弊社と同じ場合には下記の計算式に基づき弊社支払責任額を計算します。

それぞれの保険・共済契約の支払限度額の合計額または損害の額のいずれか低い額	×	この保険の支払責任額	=	この保険の支払保険金
		それぞれの保険・共済契約の支払責任額の合計額		

②他社に他保険条項（按分規定）があり、保険

金額の評価方法が弊社と異なる場合には下記の計算式に基づき弊社支払責任額を計算します。  
〔損害の額－他社の支払額〕か弊社の保険金限度額のいずれか低い額

③他社に他保険条項（按分規定）がない場合においても、弊社は前記①または②の数式を適用し、弊社支払責任額を計算します。

(2) 他の保険から保険金が支払われた場合。他社が、被保険者に対して損害の一部を支払った場合には、下記の計算式に基づき、弊社支払責任額を被保険者に支払うものとします。

尚、他社が、被保険者に対して全額支払った場合には、弊社は前記(1)の①または②の数式を適用し、弊社支払責任額を他社に支払うものとします。

〔損害の額－他社から支払われた額〕か弊社の保険金限度額のいずれか低い額

(保険金を支払わない場合・免責)

第8条 弊社は、事故の原因または事故の内容が次の各号に該当する場合は保険金を支払いません。

〈施設漏水賠償責任保険、賃借人賠償責任保険共通〉

- (1) 契約者、被保険者、被保険者の従業員の故意。
- (2) 保険金受取人の故意。
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。
- (4) 地震、噴火、こう水、津波等の天災。
- (5) 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染されたものに起因する事故。
- (6) 被保険者、被保険者の従業員の心神喪失に起因する事故。
- (7) 被保険者、被保険者の従業員の職務外日常生活に直接起因する事故。
- (8) 被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任。
- (9) 航空機、船舶、車両（原動力が人力であ



るものを除きます)、銃器の所有、使用または管理に起因する事故。

〈施設漏水賠償責任保険〉

(10) 契約者、被保険者、被保険者の従業員に対しての損害賠償責任。

〈賃借人賠償責任保険〉

(11) 火災、破裂または爆発以外の原因に起因する「借用施設」および「借用施設」の設備付属物に対する損害賠償責任。

ただし、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する「借用施設」内で生じた漏水、放水または溢水による水漏れ事故により、「借用施設」が損害を受けた場合において、被保険者が「借用施設」の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は免責事由から除きます。

(12) 被保険者が「借用施設」を貸主に引き渡した後に発見された「借用施設」の損壊に起因する損害賠償責任。

(13) 被保険者と「借用施設」の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任。

(14) 借用施設の改築、増築、取り壊し等の工事に対する損害賠償責任。

2 前項の免責後の契約の取扱いは次の各号のようにします。

(1) 次の場合は契約を解除します。

①前項(1)の場合。この場合、すでに収受している保険料は返金しません。

②前項(12)の場合、借用施設の引渡しをもって「保険の目的」の消滅とみなし、引渡しの時点での解約返戻金と同額の返戻金を返戻します。

③前項(14)の場合、借用施設を取り壊しをもって「保険の目的」の消滅とみなし、取り壊しの起きた時点での解約返戻金と同額の返戻金を返戻します。

(2) 次の場合は契約を継続します。

前項(2)～(11)、(13)および(14)の改築・増築の場合は契約を継続します。

〈告知義務について〉

第9条 契約者、被保険者は、保険契約締結の際、

危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、弊社が告知を求めた次の各号(以下、「告知事項」といいます)について、弊社に事実を正確に告げなければなりません(以下、「告知義務」といいます)。

(1) 契約者の氏名および生年月日または名称および代表者名

(2) 被保険者の氏名および生年月日または名称および代表者名

(3) 契約者が法人または団体のときはその本社・本店・主たる事務所の住所

(4) 「借用施設」の住所

(5) 「借用施設」における弊社の定める業種区分

(6) 被保険者にかかる、他の保険契約の有無

2 弊社は、保険契約締結の際、契約者または被保険者が、「告知事項」について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

3 第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

(1) 第2項の事実がなくなった場合。

(2) 弊社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。

(3) 契約者または被保険者が、第6条の保険金支払該当事故による損害が発生する前に、「告知事項」につき、書面をもって更正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。尚、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 弊社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。

4 第2項の規定による解除が、第6条の保険金支払該当事故による損害が発生した後にな

された場合であっても、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第5項の規定とは係りありません。ただし、解除の原因となった「告知義務」違反の内容と事故の発生に因果関係がない場合は保険金は支払います。

5 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

6 第2項の規定により保険契約を解除したときは、解除した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

〈通知義務について〉

第10条 契約者および被保険者は、この契約の加入申込み以後に保険証券の記載事項について、変更があることを知ったときは、遅滞なくこれらの変更内容を弊社に通知しなければなりません(以下、通知義務といいます)。ただし、その通知した内容によって第1条・第2条・第3条・第4条の弊社保険加入要件を充たさなくなったとき(変更内容が契約締結時に告知されていたとすれば、弊社として引受範囲外となるもの)はその通知すべき事由が発生した時点で、この保険契約は失効します。また、取扱いについては次の各号のように定めます。

(1) 契約者または被保険者は、保険金支払該当事故による損害が発生したことを知ったときは、遅滞なく、弊社に対して、その旨の通知をしなければなりません。また、事故の場合の通知すべき内容は下記の各号のとおりとします。

①事故発生の日時、場所

②被害者の住所、氏名

③事故の状況およびこれらの事故の証人となる者がいるときはその者の住所、氏名

④損害賠償の請求を受けたときはその内容

(2) 契約者、被保険者および「借用施設」の変更は認めておりません。

2 契約者または被保険者が通知義務に違反し、その通知すべき内容がこの保険契約の失効事由に該当する場合、その通知すべき事由が発

生した時点以降の事故についての保険金は支払いません。

また、すでに保険金を支払っていたときは、弊社はその全額を返還請求ができるものとします。

〈契約の無効について〉

第11条 保険契約について次の各号に該当する場合は、その保険契約を無効とします。

(1) 契約の申込み日において、「借用施設」または「保険の目的」にすでに損害が生じ、またはその原因が発生したことを契約者または被保険者が知っていた場合。

(2) 被保険者の重複契約(弊社の2つ以上の保険商品に重複して被保険者となること)の内、一番最初に保険責任を開始された契約以外の契約。

(3) 契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。

(4) (1)(2)の場合の保険料は全額返金します。

(5) (3)の場合の保険料は返金しません。

〈契約の失効について〉

第12条 保険契約について次の各号に該当する場合は、その保険契約は失効します。

(1) 責任開始日以後に「借用施設」の全部または「保険の目的」の全部が消滅した場合は、その消滅が発生した時点で契約は失効します。

(2) 第10条第1項に定める事由による失効。

(3) 前記(1)(2)の事由にて失効後の保険料は、契約が失効した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

〈重大事由による契約解除について〉

第13条 次に掲げる事由によるときは、保険期間の途中においても弊社が契約者に契約の解除を通知した日をもって、この契約を解除することができます。

(1) 契約者が、保険金を詐取する目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき。

(2) 被保険者が、保険金を詐取する目的で事



故招致（未遂を含みます）をしたとき。

（3）保険金の請求行為に関し、被保険者が詐欺行為（未遂を含みます）を行ったとき。

（4）保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。

ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、（1）から（4）までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2 当会社は、被保険者が前項（4）アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）この保険契約の被保険者が複数である場合は、解除する部分は、前項（4）アからオにおいて、該当する被保険者に係る部分に限ります。ただし、前項（4）アからオにおいて、保険契約者が該当する場合を除きます。

3 前2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第1項（1）から（5）までの事由または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされ

た時までには発生した損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

4 第1項（5）により契約が解除される事由と、保険金支払い事由に因果関係がない場合は、その事故に対しての保険金は支払ったうえで、契約は解除します。

5 保険契約者または被保険者が第1項（4）アからオまでのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項（4）アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害については適用しません。

6 契約解除後の保険料の取扱いは次の各号のよう

に定めます。

（1）第1項（1）の場合においては、收受されている保険料は返金しません。

（2）第1項（2）～（5）、第2項の事由にて契約を解除した場合は、その契約の解除の事由が発生した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

#### （保険金および返戻金の請求について）

第14条 弊社が契約者または被保険者からの事故通知を受取り、被保険者が弊社に対し次の各号の書類を提出することによって保険金の請求とします。

- （1）保険証券
- （2）事故（盗難）報告書
- （3）被害品明細書
- （4）保険金請求書
- （5）調査の同意書
- （6）保険金受取人の印鑑証明書
- （7）その他、必要に応じての添付書類

2 契約者が弊社に対し次の各号の書類を提出することによって返戻金の請求とします。尚、解約返戻金については、未経過残月数ごとの解約返戻金額表を保険証券に記載しています。

- （1）保険証券
- （2）解約・取消申請書
- （3）その他、必要に応じての添付書類

3 保険金の支払いについて、保険金の請求の手続きが終了した日より、その日を含め14営業日以内に被保険者の指定した銀行口座に保険金を一括で振込むことによって支払います。尚、保険金の支払いについては次の各号の確認を終えて、支払うものとします。

（1）保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実。

（2）保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無。

（3）保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係。

（4）保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無。

（5）前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項。

4 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

（1）警察・消防等の公の機関による捜査・調査結果の照会が必要なときは180日。

（2）検査機関その他の専門機関による検査・鑑定等の結果の照会が必要なときは90日。

（3）災害救助法が適用された災害の被災地域における調査が必要なときは60日。

5 前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日

までの日数に応じ、遅延利息（年率6%単利）

を支払い

ます。ただし、契約者、被保険者、被保険者と同居する者または保険金受取人もしくはこれらの者の代理人が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。

6 保険料の払戻しおよびその他の返戻金の支払いについて、返戻金の請求の

手続きが終了した日より、その日を含め14営業日以内に契約者の指定した銀行口座に保険料その他の返戻金を一括で振込むこと

によって支払います。尚、更新された場合は契約者に「契約の更新証」を送付し、もとの保険証券と合わせて新たな保険証券とみなします。

（1）弊社の収支状態が予定したものと比較して著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。

（2）一時に多くの保険金の支払い事由が発生し、保険金のための財源が不足する場合は、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

（3）（1）（2）の場合においては、すみやか

（1）警察・消防等の公の機関による捜査・調査結果の照会が必要なときは180日。

（2）検査機関その他の専門機関による検査・鑑定等の結果の照会が必要なときは90日。

（3）災害救助法が適用された災害の被災地域における調査が必要なときは60日。

5 前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、遅延利息（年率6%単利）を支払い

ます。ただし、契約者、被保険者、被保険者と同居する者または保険金受取人もしくはこれらの者の代理人が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。

6 保険料の払戻しおよびその他の返戻金の支払いについて、返戻金の請求の

手続きが終了した日より、その日を含め14営業日以内に契約者の指定した銀行口座に保険料その他の返戻金を一括で振込むこと

によって支払います。尚、更新された場合は契約者に「契約の更新証」を送付し、もとの保険証券と合わせて新たな保険証券とみなします。

（1）弊社の収支状態が予定したものと比較して著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。

（2）一時に多くの保険金の支払い事由が発生し、保険金のための財源が不足する場合は、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

（3）（1）（2）の場合においては、すみやか

に契約者に通知します。

**(更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について)**

第17条 弊社は契約の更新時に次の各号のような取扱いを行うことがあります。

- (1) 弊社の収支状況を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、弊社の定めるところにより、更新後の保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。
- (2) 弊社の収支状況を検証した結果、この保険商品が不採算となった場合は、弊社の定めるところにより、更新後の契約を引き受けないことがあります。
- (3) (1)(2)の場合においては、契約期間満了日の2ヶ月前までに契約者に通知します。

**(代位について)**

第18条 弊社は保険金支払い事由に該当する損害に対して保険金を支払った場合は、その支払った保険金の額を限度としてかつ、契約者および被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者に対して有する権利を代位取得します。

- 2 契約者、被保険者および被保険者の従業員は、弊社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠、および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、弊社の負担とします。

**(被害者の特別先取特権について)**

第19条 この保険の支払事由に該当する事故の被害者は、この保険によって支払われる保険金を請求する権利について特別先取特権(法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利)を有します。

- 2 被保険者は、第1項の被害者への債務について弁済をした額、または被害者の承諾があった額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求できる権利を行使することができます。

**(保険金支払い後の契約について)**

第20条 保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額に達した場合は、この契約は、その保険金支払いの原因となった損害の発生した時に終了するものとします。

- 2 前項の場合を除き、弊社が保険金を支払った場合においても、この契約の保険金額は、減額することはないものとします。

**(損害賠償責任解決の特則について)**

第21条 弊社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、弊社の求めに応じ、その遂行について弊社に協力しなければなりません。

**(弊社の破産について)**

第22条 弊社が破産手続開始の決定を受けたときは、契約者はこの保険契約を解除することができます。

- 2 契約者が第1項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、この保険契約は破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

**(準拠法について)**

第23条 この約款に定めのない事項については、日本国の法令によることとします。

**(管轄の裁判所について)**

第24条 弊社の保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

〔参考資料Ⅰ〕

〈引受基準業種の補足詳細〉

業 種	詳 細	引 受
サ ー ビ ス 業	〈事務所となるサービス業〉 結婚相談所、占い業、広告業、労働者派遣業など	○
	〈事務所以外のサービス業〉 店舗・事務所で行われる役務提供(物品や資産資料の交付・譲渡)の行われないもの。 マッサージ、医院、診療所、理美容室、エステ、ネイルサロン、宿泊施設、興行場、浴場、遊技場、娯楽場、格納庫、倉庫、集会所、写真屋、インターネットカフェ、クリーニング取次店、保育所、託児所、老人ホームなどをいい、名称のいかんを問わず、業務実態が同等の類似の業務を含むものとします。	×
風 俗 業	キャバレー、ダンスホール、クラブ、スナック、バー、接客喫茶、出会い喫茶、麻雀店、パチンコ店、テレホンクラブ、ビデオ試写室、出張ヘルスなどをいい、名称のいかんを問わず、業務実態が同等の類似の業務を含むものとします。 風俗業の事務所や待合所についても引受不可	×
教育学習支援業 (塾、各種学校)	物販店・事務所となる教育学習支援業 書道教室、そろばん教室、英会話教室、学習塾など (注) 料理教室などの火気を扱う学校は飲食店用の料率となります。	○
その他 (引受の出来ない主な業種)	・工場・作業所(これらを有する店舗・事務所を含む) ・危険物および火薬取扱業 ・自動車、自動二輪車、船舶や工作機械などのエンジン等を有する商品の販売店およびレンタル店 ・自転車販売店およびレンタル店 ・医薬品販売店	×

○引受可 ×引受不可

〔参考資料Ⅱ〕

〈保険証券、契約申込書の記載事項〉

記 載 事 項	保険証券	契約申込書
契約者の氏名または名称および代表者名	○	○
契約者が個人の場合は生年月日	○	○
契約者の住所(契約者が法人又は団体のときは その本社・本店・主たる事務所の住所)	○	○
被保険者名	○	○
「借用施設」の住所、号室、建物名	○	○
被保険者の業種および職種	○	○
保険項目(保険の目的および保険の種類)	○	○
保険金限度額	○	○
保険料および支払いの方法	○	○
解約返戻金の額	○	
責任開始日および終了日	○	○
保険加入申込み日	○	○
証券作成日および証券番号	○	
弊社名、代表者名、社印、所在地、連絡先	○	
他保険の有無		○